

議員協議会

令和2年5月19日
委員会室

1 開 会

2 配布資料の確認

3 第73回市議会臨時会の運営等について

- (1) 議会運営委員会委員長報告
- (2) その他

令和2年5月19日

議員各位

議会運営委員長

令和2年5月12日議会運営委員会の概要について（報告）

去る5月12日に開催しました議会運営委員会の内容につきまして、下記のとおり概要をまとめましたので、御確認くださいようお願い申し上げます。

記

1 協議事項

第73回市議会臨時会の運営等について

(1) 委員会提出議案について

委員会提出議案第1号 「新型コロナウイルス感染症を理由とする差別の根絶と医療従事者等に対する敬意と感謝の意を表する決議」について確認

⇒本日、緊急を要する議案として追加提案し、質疑、討論、採決（委員会付託は省略）

(2) 臨時会の日程等について

ア 日程

5月12日（火）午前9時30分から 議会運営委員会

19日（火）午前9時30分から 議員協議会

午前10時00分から 本会議（第1日）

午前11時00分から 文教民生常任委員会

午後1時30分から 総務産業常任委員会

午後3時00分から 予算常任委員会

20日（水）午前10時00分 討論通告締切

午後3時00分から 本会議（第2日）

※審議等の状況により、開始時間が遅れる場合があります。

イ 会期

5月19日（火）～20日（水）の2日間

議事日程（第73回西脇市議会臨時会第1日）

令和2年5月19日

午前10時開会

日程	議案番号	件名	提出者
第1	—	会議録署名議員の指名について	—
第2	—	会期の決定について	—
第3	報承第2号	令和元年度西脇市一般会計補正予算（第9号） について	市長
第4	報承第3号	西脇市介護保険条例の一部を改正する条例の制定 について	〃
	報承第4号	西脇市税条例等の一部を改正する条例の制定に ついて	〃
	報承第5号	西脇市国民健康保険条例及び西脇市後期高齢者 医療に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	〃
第5	報承第6号	令和2年度西脇市一般会計補正予算（第1号） について	〃
第6	報承第7号	令和2年度西脇市国民健康保険特別会計補正予 算（第1号）について	〃
	議案第39号	西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条 例並びに西脇市教育委員会教育長の給与及び勤 務時間等に関する条例の一部を改正する条例並 びに西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例の一部を改正する条例の一部を改 正する条例の制定について	〃
第7	議案第40号	令和2年度西脇市一般会計補正予算（第2号）	〃
	議案第41号	令和2年度西脇市立学校給食センター特別会計 補正予算（第1号）	〃
	議案第42号	令和2年度西脇市介護保険特別会計補正予算 （第1号）	〃
	議案第43号	令和2年度西脇市水道事業会計補正予算 （第1号）	〃

第7 し	議案第44号	令和2年度西脇市病院事業会計補正予算 (第1号)	市長
---------	--------	-----------------------------	----

西脇市議会議長 村井公平

追加議事日程（第73回西脇市議会臨時会第1日）

令和2年5月19日

午前10時開会

日程	議案番号	件名	提出者
第1	—	会議録署名議員の指名について	—
第2	—	会期の決定について	—
第3	報承第2号	令和元年度西脇市一般会計補正予算（第9号）について	市長
第4	報承第3号	西脇市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	報承第4号	西脇市税条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
	報承第5号	西脇市国民健康保険条例及び西脇市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
第5	報承第6号	令和2年度西脇市一般会計補正予算（第1号）について	〃
第6	報承第7号	令和2年度西脇市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	〃
	議案第39号	西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例並びに西脇市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例並びに西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
第7	議案第40号	令和2年度西脇市一般会計補正予算（第2号）	〃
	議案第41号	令和2年度西脇市立学校給食センター特別会計補正予算（第1号）	〃
	議案第42号	令和2年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
	議案第43号	令和2年度西脇市水道事業会計補正予算（第1号）	〃

第7 ┌ 第8	議案第44号 委員会提出 議案第1号	令和2年度西脇市病院事業会計補正予算 (第1号) 新型コロナウイルス感染症を理由とする差別の 根絶と医療従事者等に対する敬意と感謝の意を 表する決議	市長 議会運営 委員長
---------------	------------------------------	--	-----------------------

西脇市議会議長 村 井 公 平

地方自治法の規定による出席者名簿（常時出席者）

（地方自治法第121条の規定により説明のため西脇市議会に出席を求める者）

令和2年5月

職 名	氏 名
市 長	片 山 象 三
副 市 長	吉 田 孝 司
教 育 長	笹 倉 邦 好
技 監	黒 坂 公 晶
都 市 経 営 部 長	筒 井 研 策
新庁舎建設担当理事	足 立 英 則
総 務 部 長	藤 原 良 規
福 祉 部 長	細 川 喜 美 博
くらし安心部長	高 田 洋 明
健幸都市推進担当理事	藤 井 善 之
産業活力再生部長	仲 田 仁 久
建 設 水 道 部 長	田 中 浩 敬
西脇病院事務局長	長 井 健
教 育 部 長	森 脇 達 也

議場理事者席配置図（令和2年5月）

		事務局	事務局
--	--	-----	-----

渡辺財政課長 （議事担当）		仲田 産業活力再生部長	足立 新庁舎建設 担当理事
------------------	--	----------------	---------------------

藤井 健幸都市推進 担当理事	高田 くらし安心部長	細川福祉部長	事務局
----------------------	---------------	--------	-----

事務局長	議長
------	----

筒井 都市経営部長	藤原総務部長	黒坂技監	田中 建設水道部長
--------------	--------	------	--------------

長井 西脇病院 事務局等	森脇教育部長	笹倉教育長
--------------------	--------	-------

演壇

片山市長	吉田副市長	
------	-------	--

事 務 報 告

令和2年2月26日（第72回西脇市議会定例会第1日）以降の西脇市議会事務処理概要は次のとおりです。

記

令和2年

2月26日

- ・議員協議会
- ・第72回西脇市議会定例会 第1日

29日

- ・西脇北高等学校卒業式に議長出席

3月3日

- ・議会運営委員会

4日

- ・議員協議会
- ・第72回西脇市議会定例会 第2日

6日

- ・文教民生常任委員会

9日

- ・総務産業常任委員会

10日

- ・議会運営委員会

11日

- ・予算常任委員会

～12日

25日

- ・議員協議会
- ・第72回西脇市議会定例会 第3日

27日

- ・市庁舎等建設に関する特別委員会

30日

- ・議会運営委員会
- ・議員定数調査特別委員会

31日

- ・東播・淡路市議会議長会監事会に正副議長、局長出席

4月3日

- ・東播・淡路市議会議長会事務局長会（明石市）に局長出席

14日

- ・議員協議会

16日

- ・議会運営委員会

30日

- ・議員協議会

5月7日

- ・議会運営委員会

8日

- ・総務産業常任委員会

11日


- ・議員協議会

12日

- ・議会運営委員会

受理した陳情書一覧表

西脇市議会において、第72回西脇市議会定例会以降受理した陳情書は、次のとおりです。

受 理 番 号	受 理 月 日	件 名	提 出 者 (代 表 者)	所 管 委 員 会
陳 情 第 1 号	R 2 . 2 . 18	西脇市戸籍関係・税務関係証明書類、発行手数料の変更について		総務産業 (6月定例会)

委員会提出議案第1号

新型コロナウイルス感染症を理由とする差別の根絶と
医療従事者等に対する敬意と感謝の意を表する決議

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の
規定により提出する。

令和2年5月19日

議会運営委員会委員長 中 川 正 則

(理 由)

新型コロナウイルス感染症に対する^{ひぼう}誹謗中傷や風評被害などの差別
につながる行為を根絶し、日々奮闘されている全ての人々に、市民を
代表して敬意と感謝の意を表するとともに、市民が安心して暮らせる
日常を取り戻せるよう、行政と連携・協力して全力を挙げて取り組む
ため提出する。

新型コロナウイルス感染症を理由とする差別の根絶と
医療従事者等に対する敬意と感謝の意を表する決議

中国湖北省武漢市に端を発した新型コロナウイルス感染症は、感染者数が世界的に増加し続けており、世界保健機関（WHO）がパンデミック（世界的な大流行）との認識を示すなど、事態は刻々と深刻さを増している。

我が国においては、「緊急事態宣言」が全都道府県に拡大され、兵庫県をはじめ大都市圏域を中心に感染が広がり、北播磨地域を含めて未だ収束する兆しは見え、市民の間に感染への不安感が高まっている。

本市では、国、県、医療機関等と緊密に連携し、市民の生命と健康を守ることを最優先に、社会と経済への支援策を打ち出しているところであるが、終息するまでには長期化を想定した息の長い対策を講じていく必要がある。

このような中であって、周辺地域の公立病院において新型コロナウイルスが院内感染した際、職員やその家族、来院患者などが誹謗中傷を受け、風評被害の事例があった。このことは、北播磨北部の拠点となる市立西脇病院を有する本市にとって由々しき事案であり、感染者や治療に当たる医療従事者及びその家族、来院患者などの関係者に対する、このような偏見や差別につながる行為は決して許されるものではない。

前例のない災害に一丸となって立ち向かわなければならない時だからこそ、医療の最前線で奮闘している医療従事者、公共交通機関の職員、スーパーやドラッグストアの店員、配達を担う物流事業従事者、保育や障害者・高齢者福祉等の福祉事業従事者など、社会生活を維持する上で欠かすことができない人々、いわゆるエッセンシャルワーカー及びその関係者の献身的な取組により、私たちの暮らしが支えられていることを再認識しなければならない。

西脇市議会は、この国難に当たり、誤解や偏見による誹謗中傷や風評被害などの差別につながる行為を根絶し、日々奮闘されている全てのエッセンシャルワーカー及びその関係者に、市民を代表して敬意と感謝の意を表するとともに、市民が安心して暮らせる日常を取り戻すため、行政と連携・協力して全力を挙げて取り組むものである。

以上、決議する。

令和2年5月19日

西脇市議会